



平成 27 年 10 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 マルマエ  
代表者名 代表取締役社長 前田 俊一  
(コード番号：6264 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 藤山 敏久  
(TEL. 0996-64-2900)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、またこれに伴いまして、平成 27 年 11 月 28 日開催予定の当社第 28 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の新体制に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は今般、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 27 年 11 月 28 日開催予定の当社第 28 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②当社の今後の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)について、現行の 22,152,000 株から 22,384,800 株に変更するものであります。
- ③会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で責任限定契約を締結することを

可能とするため、現行定款第 27 条（取締役の責任免除）に係る規定を変更するものであります。なお、現行定款第 27 条に係る規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- ④当社は、事業再生 ADR 手続の一環として一部債務の株式化を図り、A 種優先株式を発行していましたが、平成 27 年 5 月 29 日をもって発行する全株を自己株式として取得し消却しておりますので、A 種優先株式に関する規定の削除を行うものであります。その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

平成 27 年 11 月 28 日開催予定の当社第 28 期定時株主総会においてご承認いただく予定です。

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) 監査役 3) 監査役会 4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1) 取締役会 2) 監査等委員会 (削除) 3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,152,000株</u> とする。 <u>2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <u>普通株式22,152,000株</u> <u>A種優先株式600株</u>	第2章 株式 第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,384,800株</u> とする。 (削除)
第6条の2 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u>	第6条の2 (単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。
第6条の3～第9条 (条文省略)	第6条の3～第9条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式 第9条の2 (A種優先株式) <u>当社の発行するA種優先株式(以下「A種株式」という。)の内容は、次の各項に定めるとおりとする。</u> <u>1 (A種優先配当金)</u> <u>(1) A種優先配当金</u> <u>当社は、A種株式について、平成23年8月31日を含む事業年度に係る剰余金の配当を行わない。</u> <u>当社は、平成23年9月1日以降の各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u> <u>またはA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u> に対し、 <u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u> または <u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登</u>	(削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに下記(2)に定める年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)の配当を行う。</u></p> <p><u>(2) A種優先配当金の額</u></p> <p><u>A種優先配当年率は、平成23年9月1日以降、次回年率修正日(以下において定義する。)の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。</u></p> <p><u>A種優先配当年率＝日本円TIBOR(6か月物)+1.50%</u></p> <p><u>A種優先配当年率は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。「年率修正日」は、平成23年9月1日以降の毎年9月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。</u></p> <p><u>「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6か月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。</u></p> <p><u>日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(3)非累積条項</u></p> <p><u>ある事業年度においてA種株主またはA種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>(4)非参加条項</u></p> <p><u>A種株主またはA種登録株式質権者に対してはA種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>2 (残余財産の分配)</u></p> <p><u>(1)残余財産の分配</u></p> <p><u>当社は、残余財産を分配するときは、A種株主またはA種登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種株式1株につき1,000,000円(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。</u></p> <p><u>(2)非参加条項</u></p> <p><u>A種株主またはA種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>3 (議決権)</u></p> <p><u>A種株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>4 (種類株主総会における決議)</u></p> <p><u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>5 (普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>(1)取得請求権の内容</u></p> <p><u>A種株主は、平成28年11月1日から平成32年11月1日までの期間(以下「株式対価取得</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>請求期間」という。)中、下記(2)に定める条件で、当社がA種株式の全部または一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)</p> <p>(2)株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法</p> <p>株式対価取得請求に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を本号に定める交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付する。</p> <p>イ 交付価額</p> <p>交付価額は、平成23年7月20日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配値を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額とする。ただし、当該金額が27,000円を下回る場合には、交付価額は27,000円とする。</p> <p>ロ 交付価額の調整</p> <p>(a)当社は、A種株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「交付価額調整式」という。)をもって交付価額を調整する。</p> $\text{調整後交付価額} = \frac{\text{調整前交付価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$ <p>調整後交付価額 = <math>\frac{\text{調整前交付価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}</math></p> <p>交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>交付価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)</u><u>なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)</u>とする。</p> <p><u>交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除したも</u><u>のとする。</u></p> <p><u>交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)</u><u>とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)</u><u>を負の値で表示して使用するものとする。</u></p> <p><u>交付価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(v)で定める対価の額とする。</u></p> <p><u>(b) 交付価額調整式によりA種株式の交付価額の調整を行う場合及びその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(i) 上記(a)に定める1株当たり時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本口において同じ。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。)</u></p> <p><u>調整後の交付価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>ただし、当会社普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(ii) 普通株式の株式分割をする場合調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価(下記(v)において定義される。以下同じ。)をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、または上記(a)に定める1株当たり時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)</u></p> <p><u>調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p><u>(iv) 普通株式の併合をする場合</u></p> <p><u>調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。</u></p>	



現 行 定 款	変 更 案
<p>(v) <u>上記(iii)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</u></p> <p>(c) <u>上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な交付価額の調整を行う。</u></p> <p>(i) <u>当会社を存続会社とする合併、株式交換、会社分割または株式移転のために交付価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(d) <u>交付価額調整式により算出された調整後の交付価額と調整前の交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。ただし、かかる調整後の交付価額は、その後交付価額の調整を必要とする事由が発生した場合の交付価額調整式において調整前交付価額とする。</u></p> <p>(e) <u>交付価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種株主またはA種登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の交付価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 (金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>(1)金銭を対価とする取得請求権の内容</u></p> <p><u>A種株主は、当会社に対し、平成28年11月1日以降、毎年11月1日に、A種株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当社は、かかる金銭対価取得請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>取得上限額(下記(2)において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、A種株式の全部または一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当社が取得すべきA種株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。</u></p> <p><u>(2)取得価額</u></p> <p><u>金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。</u></p> <p><u>「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(i)当社株式に対してなされた剰余金の配当、ならびに(ii)本第6項または第8項もしくは取得することを当社取締役会において決議されたA種株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。また、分配可能計算日における貸借対照表に計上されている現金及び預金の合計額から取得上限額を減じた額が150,000,000円を下回る場合は当該額とし、当該額がマイナスの場合は0円とする。</u></p> <p><u>7 (普通株式を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>(1)普通株式を対価とする取得条項の内容</u></p> <p><u>当社は、平成28年11月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、A種株式の全部または一部を取得すると引き換えに、A種株主またはA種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる(以下「株式対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法に</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>よって決定されるものとする。</u></p> <p><u>(2)株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法</u></p> <p><u>株式対価強制取得に基づき当社がA種株式の取得と引換えにA種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該A種株式に係る払込金額の総額(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を交付価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A種株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。</u></p> <p><u>8 (金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>(1)金銭を対価とする取得条項の内容</u></p> <p><u>当社は、平成23年9月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、A種株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種株主またはA種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。</u></p> <p><u>(2)取得価額</u></p> <p><u>金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種株式1株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A種株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。)とする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第10条～第16条 (条文省略)	第3章 株主総会 第10条～第16条 (現行どおり)
第16条の2 (種類株主総会) <u>第11条の規定は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。</u> 2. <u>第12条、第13条、第14条第1項及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> 3. <u>第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>	(削除)
第4章 取締役および取締役会 第17条 (員数) 当社の取締役は、6名以内とする。  (新設)	第4章 取締役および取締役会 第17条 (取締役の員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、6名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
第18条 (選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。  2. (条文省略) 3. (条文省略)	第18条 (取締役の選任方法) 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
第19条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>  (新設)  (新設)  (新設)	第19条 (取締役の任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 <u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除) 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第20条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>第22条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>第24条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>第24条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条 (取締役の責任免除)</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第28条 (取締役の責任免除)</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>第28条 （員数）</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p><u>第29条 （選任方法）</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 （任期）</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第31条 （常勤の監査役）</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第32条 （監査役会の招集通知）</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第33条 （監査役会の議事録）</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第34条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 (報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>第29条 (監査等委員会の組織)</u></p> <p><u>監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第30条 (監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
	<p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第31条 (常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 (監査等委員会規程)</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第33条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
第6章 会計監査人 第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第 <u>34</u> 条 (現行どおり)
第7章 計算 第 <u>38</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第7章 計算 第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>当社は、第28期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

(注) 当社は、平成 27 年 7 月 14 日開催の取締役会において、普通株式 1 株につき 3 株の株式分割により、当社定款第 6 条に定める発行可能株式総数につき平成 27 年 9 月 1 日をもって、7,384,000 株から 22,152,000 株に変更する旨決議しております。